## **一般事業主行動計画の内容**

社会福祉法人　幸徳園

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

幸徳園では、仕事と生活の調和を図り、職員がその能力を発揮し働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

**目標1：妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に努める。**

＜対策＞

* 幸徳園「育児・介護休業等に関する規程」に基づき育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇等について、職員への周知を図る。

**目標2：働き方の見直しに資する多様な労働条件の周知に努める。**

＜対策＞

* 幸徳園「育児・介護休業等に関する規程」等の規定に基づき、所定外労働の免除、時間外労働の深夜業の制限、短時間勤務制度、有給休暇の取得促進とについて職員返お周知に努める。